

「配偶者等からの暴力に関する調査」の結果について

配偶者や恋人から身体的暴行、心理的脅迫、性的強要といった行為をこれまでに1度でも受けたことがある人は女性の約5人に1人にのぼることが、内閣府男女共同参画局の「配偶者等からの暴力に関する調査」で明らかとなった。身体的暴行は、女性の約20人に1人が「何度もあった」と答えている。

調査は、平成14年10月から11月にかけて、全国20歳以上の男女4,500人を対象に行われ、3,322人（男性1,520人、女性1,802人）から回答があった（回収率73.8%）。配偶者等からの暴力に関する全国規模の調査は、平成12年2月「男女間における暴力に関する調査」に続き、今回で2回目となる。

配偶者や恋人からの被害経験を聞いたところ、“身体に対する暴行を受けた”は男性8.1%、女性15.5%、“恐怖を感じるような脅迫を受けた”は男性1.8%、女性5.6%、“性的な行為を強要された”は男性1.3%、女性9.0%が『あった』と回答した。身体的暴行、心理的脅迫、性的強要のいずれか又はいくつかをこれまでに1度でも受けたことのある人は、男性9.3%、女性19.1%となっている。これらの行為によって命の危険を感じた人は、男性が0.7%であるのに対し女性は4.4%で、女性の約20人に1人は配偶者等からの暴力によって命の危険を感じていた。また、女性の2.0%は暴力によってケガをして医師の治療を受けていた。

平成13年4月に成立した配偶者暴力防止法については、「法律の成立も、その内容も知っている」は18.9%、「法律の成立は知っているが、内容はよく知らない」は53.6%、「法律の成立も、その内容も知らなかった」は26.4%で、約4人に3人は法律の成立を知っていた。

配偶者間の暴力に警察や公的な機関などが解決に向けてかかわるべきかを聞いた質問では、平成12年の調査に比べ、公的機関等の関与が必要と考える傾向が強くなっており、“医師の治療が必要とまらない程度の暴行をひんぱんにうける”ことについては10ポイント前後（76.9% 87.4%）“医師の治療が必要とまらない程度の暴行を何年かに1度うける”ことについては20ポイント近く（31.1% 49.5%）「何らかの形でかかわるべき」とする人が増えている。

(参考) 主な調査結果

図 配偶者等からの被害経験

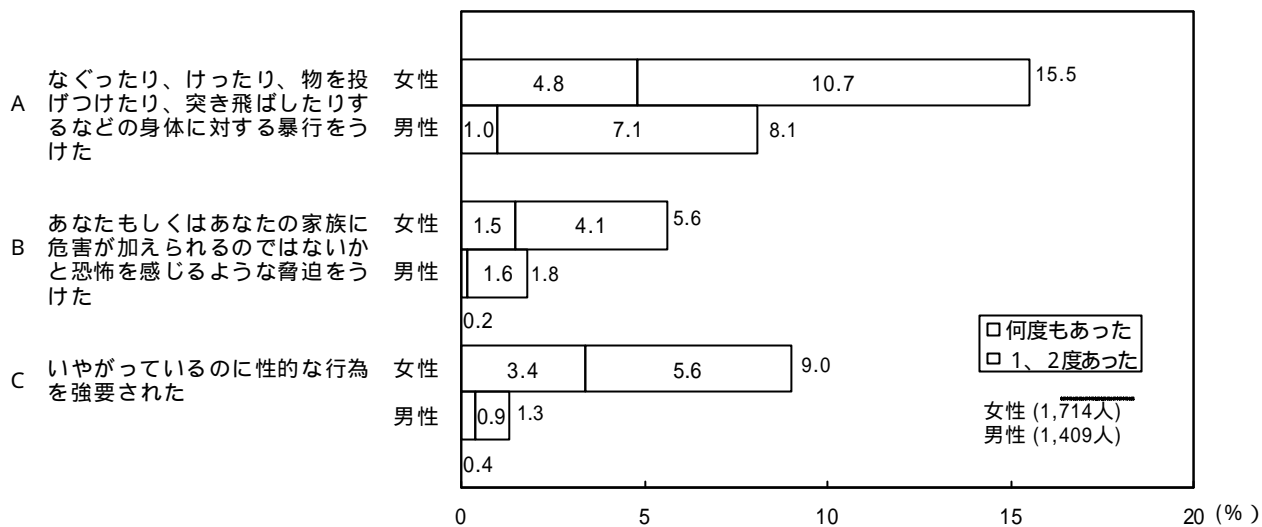


図 配偶者暴力防止法の周知度

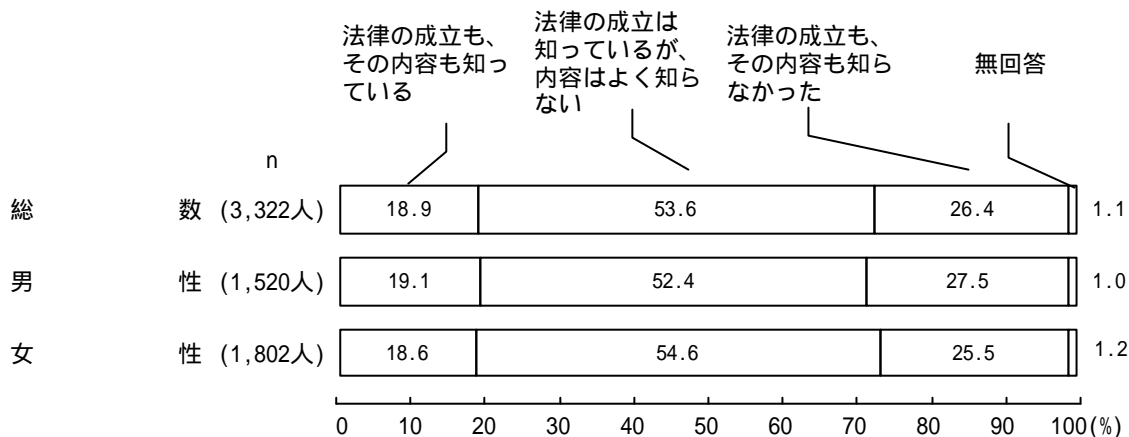
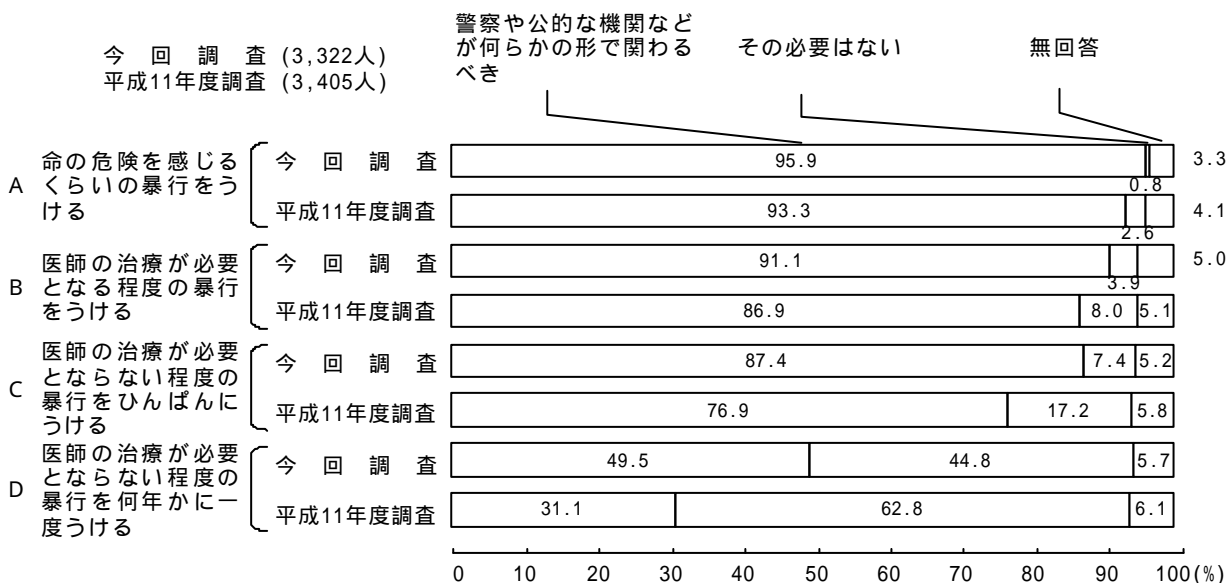


図 公的機関等の関与の必要性



平成 11 年度調査：「男女間における暴力に関する調査」(平成 12 年 2 月)

概要についてはホームページ参照 <http://www.gender.go.jp/yoron/bouryoku/bouryoku.html>

「配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」の結果について

内閣府男女共同参画局では、平成14年度に、「配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」を実施した。

この調査研究は、平成13年4月に成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法)で、加害者の更生のための指導の方法等について調査研究を推進するよう規定されていることや、男女共同参画会議から述べられた意見(平成14年4月2日付け)などを踏まえ、実施したものの。

我が国における配偶者からの暴力の加害者更生のための取組は、幾つかの民間団体が、自主的に参加する加害者を対象に実施しているが、公的な機関が関与する制度はないのが現状。

今回の調査研究は、有識者7人からなる研究会を立ち上げ、イギリス、ドイツ、韓国、台湾、アメリカにおける加害者更生に関する取組などについて調査を行ったもの。

諸外国と我が国とは、司法制度等が異なっている部分も多く、外国の制度をそのまま我が国に導入することは難しい面もあるが、内閣府では、引き続き、我が国における配偶者からの暴力の加害者更生について、その必要性、対象とする加害者、働きかけの内容、実施機関などについて検討が必要と考えている。